平成２５年（フ）第５２号
兵庫県姫路市西庄甲５番地１
破産者　中澤　絹子
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４号
奈良県吉野郡吉野町国栖98、住民票上の住所奈良県橿原市内膳町５丁目１番26号
破産者　上村　叡史
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第４５号
島根県益田市戸田町イ492番地４
破産者　宮内　智士
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第４０９号
愛媛県喜多郡内子町中田渡284番地
破産者　冨岡　雅彦
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
新潟県魚沼市宮沢新田80番地２
破産者　森山　清一
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
愛知県高浜市小池町５丁目７番地12
破産者　磯部　高光
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県西尾市徳次町小藪46番地９、開始決定時の住所愛知県岡崎市高橋町字屋敷18番地１
破産者　伊奈　隆雄
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
兵庫県西宮市小松西町２丁目６番46―309号
破産者　石川　光政
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２８３号
兵庫県西宮市笠屋町17番33―607号、開始決定時の住所兵庫県西宮市今津曙町12番18―603号
破産者　桝谷香主子
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
長崎県五島市玉之浦町玉之浦138番地１
破産者　澤村水産こと　澤村　秀俊
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第２３１号
宮崎市清武町加納５丁目20番地　ビスタリーステーション103号、前住所埼玉県所沢市並木３丁目２番地　防衛医科大学校研修医官棟
破産者　鶴田　雅子
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４３号
山口市大内御堀324番地２、開始決定時の住所山口市大内御堀2129番地　重冨アパートＡ棟301号
破産者　若松　謙治
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７６号
山口市前町２番22号、前住所山口市上宇野令777番地37
破産者　淺田　育生
１　決定年月日　平成26年１月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第５１６７号
大阪市都島区毛馬町１丁目20番10号
破産者　原　　憲史
１　破産債権の届出期間　平成26年２月28日まで
２　一般調査期日　平成26年３月24日午後３時
平成26年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７３号
長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷8955番地
破産者　河野希佐子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月３日まで
２　一般調査期日　平成26年５月19日午前10時
平成26年２月３日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２５４号
大阪市西淀川区出来島１丁目３番１―602号、事業所所在地大阪府豊中市服部寿町５―112―１
破産者　技研スプリング製作所こと　金丸　宜治
１　破産債権の届出期間　平成26年３月５日まで
２　一般調査期日　平成26年５月15日午後３時
平成26年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第２７７２号
大阪府豊中市野田町１番20号
破産者　大阪飛騨建設株式会社
１　期日　平成26年３月12日午後３時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年１月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２６号
山口市大字朝田655番の１地
破産者　亡中野繁雄相続財産
異議申述期間　平成26年３月20日まで
平成26年２月３日
山口地方裁判所民事部破産係